

医療ソーシャルワーカー業務指針改訂PTについて

- 医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）の主な業務について示した「医療ソーシャルワーカー業務指針」の最終改訂は、平成14（2002）年（厚生労働省健康局長通知、健康発第1129001号）であり、その内容や当該指針内で使われている用語が現在の実態に即したものとなっていないことを踏まえて、今般改訂の検討を実施した。
- 検討内容は、MSWの業務を踏まえたより独立性の高い検討事項となるため、「在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ」の下に「医療ソーシャルワーカー業務指針改訂プロジェクトチーム（PT）」を位置付けて計3回の検討会を開催し、検討した。
- また、日本医療ソーシャルワーカー協会から業務指針改訂案に沿った現場での具体的な実践内容について提出があり、これらも踏まえてPTによる改訂案がとりまとめられた。

開催日時

- ・ 第1回：令和7年11月11日
- ・ 第2回：令和7年11月27日
- ・ 第3回：令和7年12月4日

※ MSWの業務内容という専門的かつ当事者であるMSWの方々の権利利益に直結する事項を検討することから非公開で実施

構成員

（敬称略）

氏名	所属・役職
熊谷 忠和	日本医療大学総合福祉学部 教授
戸石 輝	関西福祉科学大学社会福祉学部 助教
早坂 由美子	公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長
○村松 圭司	千葉大学医学部附属病院次世代医療構想センター 特任教授 ○：座長

今後のスケジュール（予定）

令和8年3月頃 公表、発出

主な改訂のポイント

- 現状の業務内容に鑑み、多岐に渡る業務について整理
 - ・ 業務を実践する場の変化に合わせた見直し
 - 組織内／地域における役割の明記
 - 在宅医療提供施設に所属するMSW増加を踏まえた、入院・外来、在宅等における業務について整理
 - ・ 業務内容の変化に合わせた見直し
 - 意思決定支援における役割の明記など
 - ・ 医療ソーシャルワーク部門の体制整備について明記
- 現行の業務指針内で使われている用語の見直しなど 等